

有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物（以下、P F A S）であるペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）とペルフルオロオクタン酸（P F O A）は、環境中で分解されにくく高い蓄積性があることから、発がん性が疑われ、国内外において製造、使用等が規制されている。

しかしながら、近隣市を含め河川や井戸水からP F A Sが検出される事例が全国的に報じられている。飲料水に含まれるP F A Sの「生涯健康勧告値」については、米国の環境保護庁等と厚生労働省との基準値に大きな乖離がある。

このような数字的違いや不安を払拭するため、政府に対し下記事項について強く要望する。

記

- 1, P F A Sに対する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価手法を明確にし、速やかな情報提供と必要な支援を行うこと。
- 2, 水質及び血液中のP F A Sについては、法定基準値の設定や地下水の濃度低減に向けた対策等を示し、必要な支援を行うこと。
- 3, P F A Sの汚染原因を調査・究明し、適切な対策を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣

2024年6月26日
千葉県流山市議会